

文語 口語 對照語法

文學士 吉岡 鄉甫 著

第一章 總論

文語・口語の意義

凡て言葉には文書を記録する時に用ゐるものと、日常の對話に用ゐるものと此の二通あります。文書を記録するときに用ゐるものは之を文語と云ひ、日常の對話に用ゐるものは之を口語と云ひまして、世界の開化した國民は總べて此の二通の言語を有つて居ります。處て我が國に於きましては、文語に二通の別があります。即ち主として中古言の語法に従ふものと、^③口語を彫琢したものを用ゐるものとこの二通の別があります。併しながら文書を記録するに口語を彫琢したものを用ゐるのは、近年始めて盛になつたのでありまして、室町時代・徳川時代を経て明治の大御代に入りましても、

尙おほくの場合には中古言の語法に従ふものを用ゐて居ました。随つて多くの者には文書を記録するには主として中古言の語法に従ふものを用ゐるのが本體であつて、口語を彫琢したものをを用ゐると云ふことは、寧ろ變體であるかのやうに信じられて居たのであります。今日の進んだ社會、學問のある社會に於きましては、固より左様なことを信じるものはない。生きた言葉の方がより多く尊重されなければならぬと云ふことを知らないものはありませぬけれども、文語口語と申しますときには尙此の舊い思想に化せられまして、主として中古言の語法に従ふのが文語、對話に用ゐるのが口語とかう致しまして、文書を記録するときに用ゐるのでも口語を彫琢したものは尙口語と云つてしまふのであります。即ち

言語
 文語——（主として中古の語法に従ふもの）
 口語——（記録體對話體）

と云ふやうに分けるので、之が今日普通に行はれる見解であります。そこで學問的に云へば、前申す如く文語は文書を記録するに用ゐる語、口語は對話に用ゐる語と云ふのが正當でありますけれども、今申しましたやうに分

けるのが普通には通りが宜しうございますし、それに又便宜な點も多う御座いますから、我が此の講義に於きましては、姑く此の後の見解に従ふ積りであります。即ち吾々が普通に使ふ文語・口語と云ふ語は西洋で云ふ文語・口語とは少し別な意味を有つて居ると云ふことを豫め承知しておいて戴きたいのであります。

✓ 偕今日の文語は我が國固有の語に漢語傳來のものを交へて、それを主として中古語法に従つて綴つたもの、即ち普通文が行はれて居るのでありますけれども、尙他にも種々の種類があります。即ち單語も、それを支配する語法も、中古其の儘を模した所謂擬古體と云ふのもありますし、漢文の訓讀から轉來した漢文直譯體と云ふのもありますし、歐文の翻譯から轉來した歐文直譯體と云ふのもあります。即ち我國の文語は吾々の日常話して居る所の口語とは非常に懸隔したものであるのみならず、文語夫自身の中にもいろ／＼變つた種類があつて、之を知らなければ教育のあるものと云へないと云ふことになつて居ります。處が西洋諸國ではどうかと申しまするに、諸君も御承知の通、英國でも、獨逸でも、佛蘭西でも、米國でも、記錄に用ゐ

る語は唯一種であるのみならず、尙一步を進めて、それと對話に用ゐるものとが一致して居る。吾々の普通の解釋で云へば、何れにも口語を用ゐて居る。即ち此等の國々の人民は自分の話す言葉に依つて書いて書いて満足し、又それで十分に用を足して居るのであります。尤も對話に用ゐる言葉は當座の用を足すのでありますからして、言葉の恥はかきずと云ふ風で、人工的の彫琢を加へませんが、文書を記録するものは遠く又は永く傳へられるものでありますからして、言葉の恥はかき捨てと云ふ譯には行かない。随つて人工的の彫琢を加へることが多いので、何れの國でも相互の間に多少の差異はある。殊に對話に用ゐられる語と、詩に用ゐられる語との間に多くの差異が認められるのであります。先づ大體に於ては言文が一致して居るのであります。之は吾々が甚だ羨しく思ふ所でありまして、我が國の様に文語と口語とが分れて居て、文語にも種々の體があると云ふ様な状態は國民教育の上から申しまして、甚だ不都合であり、且不便でありますからして、晩かれ早かれ是非相互の一致を圖るべきだと思ふのであります。

夫は兎も角我が國現今の狀況に於ては、文語口語が互に懸隔して居て、何

時全くそれが一致されるか豫測することも出来ないものであります。つと昔から斯る状態であつたかと申しますれば決してさうではございません。ずつと昔には二つのものが互に相一致して居つたのであります。總べて言語と云ふものは人の思想を交換する爲の道具でありまして、始めは唯對話ばかりに用ゐられたものであります。今日でも未開の民族は對話の言語以外には言語を有つて居りません。けれども國民の開化が進歩發達して參りますと云ふと、遠い所に居る人に自分の思想を通じ、又後の世の人に自分の思想を傳へる必要が起きて來まして、始めて形のない所の言葉を、形のある所の文字で表すことになるのであります。即ち文語と云ふものは、口語の利用を大きくする爲の方便に過ぎないのであります。からして、固より二つの間に懸隔のある筈がない。我が國でも奈良朝時代は勿論平安朝時代になりまして、暫くの間は口語と文語とが相一致して居つたのであります。其の間には口語も變遷して來ましたが、口語が變遷すればそれに連れて文語も變遷して來たのであります。其の事は種々の事から證明することが出來ますが、手近い一例を申して見ませうならば、正佐目

詔の三月五日の條に、貫之の船の船長が「船疾く漕げ、日の善きに。」と言つたら、楳取が船子共に「御船より仰せたふなり、朝北の出て來ぬ先に綱手はや引け。」と云ふ。これを聞く人は妙に歌のやうなことを云つたものだと思ひまして、文字に表して見ますと、果して三十一文字あつたと書いてある。即ち此の三十一文字は楳取の言葉其の儘を書き表したのでありますが、これが草子地の文と少しも相違した所がない。即ち此の頃の文學にあらはれました文語は、其の當時の口語と一致して居たと云ふことが出來ようと思はれるのであります。こんな例は尙他にもありますが、くだしいから省いておきませう。尤も此の頃でも草子地の文には多少の彫琢は加へてあるに相違はありませんが、少くとも對話の文は、當時の言葉の直寫であつたに相違ありません。處が平安朝の末葉から致しまして、それがだん／＼と二岐に分れるやうになりました。それには種々の原因もありませうが、文學の研究が盛に起りまして、詠歌作文の法なども師匠から傳授するやうになり、口語は時と共に變遷するに拘らず、文語は師匠の傳授を守つて一向改めて行かなかつたといふことは、確かに一つの原因に相違なからうと思

言文二途ノ二言一用
 一文字を二語に接
 二政權を二言に接
 うん

ふのであります。殊に國の政權の在所が京都から鎌倉に移りまして、新しい都の言葉が舊い都の言葉と違ふことになつたと云ふやうな事情は、益々此の傾向を助けることになりまして、元來對話の語を直寫すべき筈の文語も、十分な教育を経なければ自由に操ることが出来なくなつてしまつたのであります。それから今日に至るまで、口語は特別の拘束を受けないがために、變遷に變遷を重ねてまゐりましたが、文語は主として中古言の法則を守つて參りまして、遂に今日のやうに非常な懸隔を生じ、各、別箇の言葉と見えるまでになつて了つたのであります。

✓あよそ言語の言語たる所以はそれが話されると云ふのにあつて、必ずしも記されると云ふのにはないのでありますからして、吾々は口語と文語との間には本末の關係が存して居ると云ふことを忘れてはならぬのであります。處が徳川時代の國學者は俚言俗言などと一般に卑みまして、之を整理しようとしたものも御座いませんでしたので、益々口語文語の懸隔を助けるやうな惡結果を來したのであります。歐洲に於きまして、昔は古代の言語を尊重致しまして、一般に口語を卑んで居つたものであります、十九

世紀の中頃から致しまして、所謂新派の言語學者が起つて來まして、科學的研究の對象としても、國語教育上の材料としても、古代の言語よりは現代の言語が優つて居ると云ふことを知つて、國語教育では先づ現代語を十分に修得させて、さうして古代の言語に移り、自國語を學修させて、さうして外國語に及ぶべきことを主張致しました。今日では一般の學者及び教育者に承認されて、國語教育上殆んど動かすべからざる原則になつて居るのであります。又其の餘波は遂に我が國にも及びまして、從來の學者の所説の固陋であつたことが分り、明治三十五年には文部省内に國語調查會が設立されて、其の調査の大方針の中には、文章は言文一致體を採用することとし、之に關する調査を爲すこと、方言を調査し、標準語を定むることなどと云ふ條項を置いて着々と調査を進めて居るのであります。又國民教育に於きましては是非口語を土臺にしなければならぬと云ふので、小學校用讀本殊に其の始の方の學年に於ては、大部分口語を用ゐることになつて居ります。し、中等學校の讀本も之が澤山に採用され、其の語法の教授も文語と口語とを對照して教授すべきやうに規定されて居ります。又一般社會に於きま

しても、口語文がだん／＼と勢力を得て参りまして、從來小説の對話以外にはあまり用ゐられなかつたものが、近來眞面目な著書論說などにも多く之を採用することになつて來たのであります。此等は寔に喜ぶべき現象でありますから、吾々は大いに口語の改善を圖り、其の語法を整理して、此の趨勢を助長するやうに努めなければならぬのであります。

✓斯の如く口語は近來漸く其の勢力を擴張して來たのであります。併しそれは以前全く忘れられて居た時代と比較しての感じてあつて、文語は決して社會から度外されては居りませぬ。加之其の勢力は尙遙に口語の上にあるのであります。即ち文語は其の勢力の幾部を口語に譲つてしまひましたけれども、千數百年來扶植して來ました根柢は甚だ鞏固でありまして、官衙から出ます法律命令は固より、新聞雜誌書籍の類に至るまで、まだ盛に之を用ゐて居るのであります。單に口語を研究するとしても、兼ねて文語との關係を知る必要があるのですが、斯る社會の狀態でありますから、刻下の急に應ずる上から見ても、文語の研究は決して等閑に附してはなりません。殊に今日の小學校では口語の文章の讀方を課すると共に文語の

文語・口語の標準

文章の讀方をも課し、口語の話し方を課し、綴り方を課すると共に文語の綴り方を課して居るのでありますからして、口語の文章を正しく了解すると共に文語の文章を正しく了解するの能を與へ、口の發表及び口語に依る筆の發表を正しくすると共に文語に依る筆の發表を正しくする能を與へなければならぬのですから、吾々は口語法を研究するの必要を有つて居ると共に又文語法を研究するの必要を有つて居るのであります。そこで私は此の講義に於きまして、文語の語法と口語の語法とを對照してお話して、文語法の智識をお授けすると共に口語法の智識をお授けし、兼て相互の關係をも明かにしたいと思ひまして、茲に此の題目を擇びました次第であります。所で之を講義するに方りまして、先づ第一に必要なのは、其の標準を定めることであります。前にも述べました如く、同じ文語と申ししましても、種々の文體がある、擬古體もあるし、漢文直譯體もあるし、歐文直譯體もあります。が、私の標準に取らうと思ひますのは、そんな文體に用ゐられた文語ではなくして、所謂普通文を目安にしようと思ふのであります。尤も小學校等でも高等小學校になると、近古の文章も讀本に加つて居るやうな有様で

すから、時には多少古い部分にも言ひ及ぶこともあるてありませう。夫から口語は何を標準にするか、夫に就いては少しく言を費して見なければならませぬ。我が國の口語には地方に依つて種々の方言があります。之を大きく別けますれば關東方言と關西方言との二通になるのでありますが、其の二方言に就いて見ましても、語法上の相違は決して少くありません。其の二三の例を舉げて見ますと云ふと、

1. 關東地方でハ行四段活用の連用形に「て」が附くときには「買つ^てた」のやうに促音便に云ふが、關西地方では「買^うた」のやうにウ音便に云ふ。

2. 關東地方では物事を指定するに「人だ」「犬だ」のやうに「だ」と云ふ助動詞を用ゐるが、關西地方では「人ぢや」「犬ぢや」のやうに「ぢや」と云ふ助動詞を用ゐ、又稀に「や」を用ゐる。

3. 關東地方では動作を打消すに「行かない」「來ない」のやうに「ない」と云ふ助動詞を用ゐ、其の過去は「行かなかつた」「來なかつた」のやうに「なかつた」と云ふが、關西地方では「行かん」「來ん」のやうに「ん」と云ふ助動詞を用ゐ、其の過去は「行かなんだ」「來なんだ」のやうに「なんだ」と云ふ。稀に「ざつた」「だつ

たなどと云ふ所もある。

4. 關東地方では四段奈變以外の動詞の未來を「起きよう」「受けよう」「しよう」「來よう」「又は起きべし」「起きべし」など云ふが、關西地方では「起きよう」「起きう」「受けう」「受さう」「せう」「しう」「こう」などと云ふ。

5. 關東地方では四段以外の動詞の命令を「起きろ」「受けろ」「しろ」などと云ふが、關西地方では「起きい」「受けい」「せい」などと云ふ。

關東方言關西方言と大きく別けたものに就いて云つても、斯くの如く互に一致しないものが多くありますが、此の二大方言の中にもそれぞれ又一致しないものが澤山あるのであります。そこで吾々は此等の何れに目安を定むべきかと云ふのが問題になる。此の問題に就きましては、從來學者の間に種々の説があるのでありますが、其の中で吾々が最も準據するに足りると思ひますのは、言語として最も強大なる勢力を有する方言即ち他の方言に越えて最も重んじられて居る所の方言を標準に取るべきだと云ふ説であります。すべて一國の言葉が數多の方言に分裂して居る場合に、其の中のどれが一番重い貫目を有するかと申しますれば、必ず政治上一番重

要な位置を占めて居る所の方言でなくてはならぬ。丁度略同一の方言が話されて居る地方に於きましても、其の區域内の都會の言葉が片田舎の言葉より重んじられるのと同様であります。處て我が國で政治上最も重要な位置を占めて居る所の言葉と申せば、云ふまでもなく中央政府の所在地たる東京の言語であります。東京の言語は他の地方の人から最も重んじられ、之を中央語として眞似られつゝ次第に四周に傳播しつゝあるのです。一寸吾々が汽車に乗つて旅行致しましても、宿屋の女中は大抵東京の言語を操ることを知つて居る。操ることを知らないにしても、これを了解することを知つて居るのであります。夫ですから口語の標準は當然東京語に取るべきだと云ふことになるのであります。併し同じ東京の言葉と申しましても、社會に依つて種々の區別がありますからして、教育のある中等社會の言語を以て目安とするやうに一つの制限を設けたいと思ふ。文部省が國定教科書を編纂するにも此の方針に依つて居りますし、國語調査會が調査を進行するにも此の方針に依つて居るのであります。然らば其の分布の區域が廣くて、古來の文學の上に土臺を有つて居るやうな方言

でも、東京の中等社會に話されないものは之を捨てて了ふかと申しまするに、かゝる方言は東京語と同じく相當の勢力を有つて居るのですから、矢張吾々の研究の中には入れて見たいと思ふ。即ち大體は關東方言を目安にして、之に他の勢力ある方言の習慣をも加味してお話したいと思ふのであります。

斯の如く私は文語では主として普通文に用ゐられる言語、口語では主として東京の中等社會に用ゐられる言語を目安にして、其の語法を對照してお話する積りであります。併し茲に一つお斷り申しておきますが、前申した如く文語と口語とは互に懸隔して居て、殆んど別箇の言葉とも見える迄になつて居ますものの、元來同じ國語でありまして、文語の變轉し發達したのが口語でありますから、其の語法の同じ部分も決して少くありません。さう云ふ部分は之を一所に説明いたします。さうして語法の違ふ部分を對照してお話したい積りであります。文語と口語との對照敎授と云ふことは法令にも見えて居りますし、世間でも其の必要を認めてやかましく云つて居るやうでありますが、私の狭い見聞ではまだ之を研究し發表したも

ののあるのを知りませぬ。即ち今度私の致します此の講義が最初の試みでありはしまいかと存じますので、説明の不十分な所も少くないであらうと思ひますが、若しこれが此の方面の研究の糸口にもなり、参考ともなることが出来ましたならば、最も幸に存するのであります。これから語法の分別に就いてお話をして、それを終つて愈々各論にはいることに致します。